

生食発0625第1号
令和3年6月25日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和3年厚生労働省告示第255号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づき、規格基準告示に規定する動物用医薬品ジクロロイソシアヌル酸、農薬シフルメトフェン、農薬チアジニル及び農薬チエンカルバゾンメチルについて、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値>

農薬等	食品
シフルメトフェン	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
チアジニル	米（玄米をいう。）

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用されること。
- (2) 「イソシアヌル酸」について、名称を「ジクロロイソシアヌル酸」に変更の上、残留基準値を設定すること。また、今回残留基準値を設定するジクロロイソシアヌル酸とは、イソシアヌル酸のみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定するシフルメトフェンとは、農産物にあってはシフルメトフェンのみとし、畜産物にあってはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 α, α, α -トリフルオロ- ω -トルイル酸】をシフルメトフェンに換算したものの和とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定するチアジニルとは、農産物にあってはチアジニル、代謝物D【4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸】をチアジニルに換算したもの及び代謝物E【4-ヒドロキシメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸】をチアジニルに換算したものの和とし、畜産物にあってはチアジニル及び代謝物C【2-クロロ-4-(4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-イルカルボニルアミノ)安息香酸】をチアジニルに換算したものの和とし、魚介類にあってはチアジニルのみとすること。なお、改正前の残留の規制対象は、農産物にあってはチアジニル並びに4-メチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸及び4-ヒドロキシメチル-1,2,3-チアジアゾール-5-カルボン酸をチアジニル含量に換算したものの和であること。
- (5) 今回残留基準値を設定するチエンカルバゾンメチルとは、チエンカルバゾンメチルのみとすること。

2 その他

食品衛生法に基づく残留基準値の設定に併せ、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬チエンカルバゾンメチルに係る新規農薬登録及び農薬シフルメトフェンに係る適用拡大のための変更登録が、今後農林水産省にお

いて行われる予定であること。

別紙

動物用医薬品ジクロロイソシアヌル酸（消毒剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.8	0.8
豚の筋肉	0.8	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.8	0.8
牛の脂肪	0.8	0.8
豚の脂肪	0.8	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.8	0.8
牛の肝臓	0.8	0.8
豚の肝臓	0.8	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8	0.8
牛の腎臓	0.8	0.8
豚の腎臓	0.8	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8	0.8
牛の食用部分	0.8	0.8
豚の食用部分	0.8	0.8
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8	0.8
乳	0.8	0.8
鶏の筋肉	0.8	0.8
鶏の脂肪	○ 2	0.8
鶏の肝臓	0.8	0.8
鶏の腎臓	0.8	0.8
鶏の食用部分	2	2
鶏の卵	0.8	0.8

農薬シフルメトフェン（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かんしょ	0.01	
やまいも（長いもをいう。）	0.2	0.2
てんさい	0.01	
その他のきく科野菜	25	25
アスパラガス	5	5
みつば	60	60
トマト	0.4	0.4
ピーマン	5	5

農薬シフルメトフェン（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
すいか		0.2
すいか（果皮を含む。）	0.4	
メロン類果実		0.2
メロン類果実（果皮を含む。）	0.9	
その他のうり科野菜	0.5	0.5
未成熟いんげん	○ 7	
その他の野菜	○ 90	70
みかん		0.2
みかん（外果皮を含む。）	5	
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	10	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	10	10
グレープフルーツ	10	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	0.4	0.4
びわ	0.3	0.3
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	10	
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	10	10
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	10	10
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	2	2
ぶどう	3	3
かき	2	2
その他の果実	2	2
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.01	0.01
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類	0.01	0.01

農薬シフルメトフェン（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
茶	40	40
ホップ	○ 10	
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	○ 90	0.05
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他 ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他 ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他 ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他 ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他 ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01

農薬チアジニル（殺菌剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	● 0.9	1
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他 ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他 ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他 ^{せい} 陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	

農薬チアジニル（続き）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の腎臓	○ 0.02	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ^{せい}	○ 0.02	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{せい}	○ 0.02	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	
魚介類	0.03	0.03

農薬チエンカルバゾンメチル（除草剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
てんさい	○ 0.04	

脚注

※○：令和3年6月25日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和4年6月25日適用（基準値を引き下げる品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にはない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、どうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスペイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スペイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスペイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスペイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスペイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、ぐり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスペイス」とは、スペイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、どうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「^{せい}他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、^{せい}陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「^{せい}他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「^{せい}他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「^{せい}他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。